

令和8年度

所沢市立児童館指定管理者募集要項

・所沢市立みどり児童館

(指定期間：令和9年4月1日～令和14年3月31日)



所沢市イメージマスコット「トコロん」

こども未来部青少年課

所沢市立児童館指定管理者募集要項目次

1	施設の設置目的及び実施事業	< 1 >
2	指定施設の概要	< 1 >
3	指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等	< 1 >
4	応募の手続	< 2 >
	(1) 募集する指定管理者	< 2 >
	(2) 応募資格	< 3 >
	(3) 応募手続等	< 3 >
5	指定管理者の選定	< 5 >
	(1) 選定の流れ	< 5 >
	(2) 選定基準	< 6 >
	(3) 評価項目や配点	< 7 >
6	指定管理者指定後の手続	< 7 >
	(1) 協定の締結	< 7 >
	(2) 業務引継ぎ	< 8 >
	(3) モニタリング	< 8 >
7	主なスケジュール（予定）	< 8 >
8	本要項に付随する書類等	< 9 >
9	問合せ先	< 10 >

所沢市立児童館指定管理者募集要項

所沢市立児童館の管理運営を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法第244条の2第3項及び所沢市立児童館設置及び管理条例第3条の規定に基づき、所沢市立みどり児童館・（以下「みどり児童館」という。）の指定管理者を募集する。

1 施設の設置目的及び実施事業

児童館は、児童福祉法における児童（0歳～18歳未満の子ども）に健全な遊びを与え、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的として設置された、児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設である。その他、本市では当該施設において、放課後児童健全育成事業（以下「生活クラブ」という。）及び地域子育て支援拠点事業（以下「子育て支援センター」という。）を実施している。

生活クラブは、放課後に保護者のいない家庭の小学校1年生から6年生の児童の健全な育成を図ることを目的とした、児童福祉法第6条の3第2項に規定する事業である。

子育て支援センターは、未就学児及びその保護者が相互の交流を行うとともに、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことを目的とした、児童福祉法第6条の3第6項に規定する事業である。

2 指定施設の概要

（1）みどり児童館（本館）

ア 所在地	所沢市緑町一丁目8番3号（新所沢まちづくセンター1階）
イ 規模	床面積 912.34㎡
ウ 構造	鉄筋コンクリート造
エ 設置年月日	平成24年4月1日
オ 主な施設	体育室・集会室・乳幼児室・図書室・児童室・ホール・事務室

（2）みどり児童館（別館）

ア 所在地	所沢市緑町三丁目16番7号（新所沢コミュニティーセンター2階）
イ 規模	床面積 582.26㎡
ウ 構造	鉄筋コンクリート造
エ 設置年月日	昭和63年4月1日
オ 主な施設	体育室（遊戯室）・集会室・図書室・和室・児童室・事務室

3 指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等

別紙1「所沢市立児童館指定管理者業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づく。
なお、仕様書に記載される事項は以下のとおりである。

1 趣旨

- 2 基本方針
- 3 法令等の遵守
- 4 施設の概要
- 5 指定管理者が行う業務
- 6 業務実施に係る基本事項
- 7 指定期間
- 8 事業の実施に係る事項
- 9 施設の管理運営に係る事項
- 10 管理経費に関する事項
- 11 施設及び備品などの維持管理等に関する事項
- 12 指定管理者と市とのリスクの分担
- 13 管理運営状況に関する事項
- 14 その他

4 応募の手続

(1) 募集する指定管理者

みどり児童館の指定管理者を募集する。なお、指定管理者として一団体を募集する。

(2) 応募資格

- ① 児童館を児童健全育成の場として、安全・円滑に管理運営できるもので、埼玉県内又は東京都内に事業所を有し、児童に係る福祉・教育事業に実績をもつ団体(株式会社・社会福祉法人・学校法人・公益財団法人・一般財団法人・NPO法人等)とする。
- ② 団体又はその代表者が次の事項に該当した場合、応募者となることはできない。
 - ア 法律行為を行う能力を有しないもの
 - イ 破産者で復権を得ないもの
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当するもの
 - エ 所沢市建設工事等の有資格業者に関する入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加指名停止期間中であるもの
 - オ 会社更生法第17条又は民事再生法第21条の規定による更生手続き又は再生手続きが開始されているもの
 - カ 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過しないもの
 - キ 地方自治法第92条の2、第142条、第166条第2項、又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなるもの(ただし、地方自治法施行令第122条及び第133条に該当する場合を除く。)
 - ク 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - ケ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員

- 等」という。)の統制の下にあるもの
- コ その代表者等(法人にあってはその役員(非常勤を含む。)及び経営に事実上参加している者をいう。)が暴力団の構成員等であるもの
 - サ 「所沢市建設工事等暴力団排除措置要綱」別表に定める措置要件に該当するもの
 - シ 市税(所沢市税条例第3条に掲げる税目をいう。)等を滞納しているもの
 - ス 政治団体(政治資金規正法第3条第1項に規定する政治団体及びこれに類する団体)
 - セ 宗教団体(宗教法人法第2条に規定する宗教団体及びこれに類する団体)

(3) 応募手続等

① 募集要項等の配布期間

令和8年4月28日(火)から令和8年5月8日(金)まで

② 募集要項等の配布方法

青少年課で配布する(青少年課窓口での対応は、土・日曜日・祝休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)。また、所沢市ホームページからダウンロードできる。

③ 業務説明会

提出書類の記載方法等について、次のとおり業務説明会を行う。

なお、業務説明会への参加が応募資格の一つとなる。参加する際には、必ず事前に青少年課に電話又はメールにより連絡をすること。

ア 日 時 令和8年5月8日(金)午前10時00分から11時30分まで(予定)

イ 場 所 所沢市役所7階701会議室

ウ 参加者 各事業者2名程度

エ 連絡先 電話 04-2998-9103(土・日曜日・祝休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

E-mail a9103@city.tokorozawa.lg.jp

オ その他 業務説明会に当たって、参加者は名刺及び上記②募集要項等を持参すること。

④ 施設の視察

令和8年5月9日(土)から令和8年5月17日(日)までの間に、みどり児童館本館及び別館の視察を行うこと。なお、両施設の視察が応募資格の一つとなる。視察に当たっては、必ず事前に施設へ連絡をすることとし、来館に当たっては公共交通機関を利用するものとする(5月10日(日)は休館日なのでみどり児童館本館・別館ともに来館や電話連絡ができない点、別館については、日曜日は開所していない点を注意されたい。)

連絡先：みどり児童館 所沢市緑町一丁目8-3 TEL：04-2928-8414

⑤ 申請書類及び提出部数

下記の申請書類を以下のa～cの形式で提出すること。

なお、b～cについては、市がaを収受し、提出書類の不備等を確認した後、改

めて提出日等を指定する。

- a ア～ヌの全書類について正本1部を紙媒体で提出すること。紙媒体の提出物は全てA4用紙サイズとし、フラットファイルなどで綴じること。

原則として、正本は両面コピーを不可とする。

応募者名・応募児童館名を記載した表紙及び背表紙、提出書類の種類毎のインデックスを付けること。

- b ア～ヌの全書類について副本1部を紙媒体で提出すること。紙媒体の提出物は全てA4用紙サイズとし、フラットファイルなどで綴じること。

副本は両面コピーを可とする。

応募者名・応募児童館名を記載した表紙及び背表紙、提出書類の種類毎のインデックスを付けること。

- c ア～ヌの全書類についてPDF形式の電子データを作成し電子媒体（CD-R又はDVD-R）に保存したものを1枚提出すること。

メディアのラベル面にaと同様のタイトルをテプラ等で記載すること。

なお、ア～ヌは書類の種類ごとに1ファイルとし、ファイル命名規則は「書類の頭文字_書類名_館名.pdf」とする。

例) ア 指定管理者指定申請書（様式1）（みどり児童館）→「ア_指定管理者指定申請書（様式1）_みどり.pdf」

ア 指定管理者指定申請書（様式1）

イ 指定管理者指定申請に係る誓約書（様式2）

ウ 納税証明書（課税されている団体のみ）※直近の年度分

- ・市税の納税証明書の写し（市に滞納がないことの証明/他自治体必要なし）
- ・法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書の写し（税務署が発行する納税証明書の証明様式「その3の3」（未納の税額がないことの証明））

エ 営業（所在）証明書（市内に事業所を有する場合のみ）

オ 指定管理者事業計画書（様式3）

カ 管理委託料提案書（様式4_1）

キ 所沢市立児童館の管理に係る収支見積書（様式4_2）

ク 所沢市立児童館の管理に係る再委託業務計画書（様式5）

ケ 所沢市立児童館独自事業計画書（様式6）

コ 法人登記簿謄本（登記事項証明書）、定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

サ 役員の名簿及び履歴を記載した書類

シ 設立趣旨、事業内容のパンフレット等、団体の概要が分かるもの

ス 類似施設における業務実績を直近3年度の年度別に記載した書類（管理施設の規模等含む）

セ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の経営計画書及び収支計算書（事業計画や収支予算がわかるもの）

ソ 直近3年度分の決算報告書（貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・個別注記表・財産目録（作成している場合））

※直近の年度の決算書の提出が遅れる場合、事前に青少年課に連絡すること。

タ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前年度の事業報告書

チ 現在の組織、人員体制を示す書類（指揮命令系統が分かる組織図、就業規則、経理規則、給与規定等）

ツ 安全管理・危機対策に関する規定又はこれらに類する書類

テ 情報公開に関する規程又はこれらに類する書類

ト 情報セキュリティに関する規程又はこれらに類する書類

ナ 苦情・要望対応に関する規程又はこれらに類する書類

ニ 個人情報保護に関する対応について記載した書類（個人情報保護規程、マニュアル等作成している場合のみ）

ヌ その他児童館の管理運営に係るマニュアル等書類（作成している場合のみ）

⑥ 募集要項等に関する質問

募集要項等の内容等に関する質問については、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 令和8年5月8日（金）から5月15日（金）まで

イ 受付方法 青少年課（a9103@city.tokorozawa.lg.jp）にメールで送付すること（メール以外では受け付けない。）。また、当該メールの未到達を防ぐため、メール送信後の着信の確認連絡（電話）をすること。なお、受け付けた質問及び回答の内容については、応募した全ての団体に通知する。

メールのタイトルは「指定管理者制度にかかる質問（団体名）」とすること。

⑦ 応募書類等の提出期間

ア 提出期間 令和8年5月18日（月）から令和8年5月29日（金）まで

イ 提出方法 土・日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分までの間に、⑤aを青少年課の窓口に持参すること。

ウ 応募書類の提出順は審査に直接影響しないが、7月中旬に実施するヒアリング（プレゼンテーション及び質疑応答）は応募書類を提出した団体の順で実施する。

⑧ 応募に際しての留意事項

ア 応募書類は、理由の如何に関わらず、返却しない。

イ 市が必要と認める時は、追加書類の提出を求めることができる。

ウ 応募に関して必要となる費用は、全て応募者の負担とする。

エ 市が提供する資料は、本選定以外の目的での使用を禁じる。

オ 応募書類提出後に辞退をする場合は、書面により申し出るものとする。

5 指定管理者の選定

(1) 選定の流れ

選定委員会が、提出された書類に基づきヒアリング（プレゼンテーション及び質疑応答。7月中旬に予定）を行い、その内容を審査した上で選定を行う。

選定結果（指定管理者の候補者選定）については、応募者全員に文書で通知する。

その後、候補者は所沢市議会令和8年第3回定例会議（9月予定）の議決を経て指定管理者となる。

ただし、指定管理者による管理運営開始までの間に指定管理者に指定された者に事故等があった場合は、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定する場合がある。

なお、選定結果は、所沢市ホームページへの掲載等により公表する。

(2) 選定基準

「所沢市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下「手続条例」という。）」に基づき、施設の特性等を踏まえ、適正な指定管理者を選定する。

- ① 事業計画による公の施設の運営が、利用対象者の平等利用を確保することができ（手続条例第3条第1号）、その方向性が適正なものであること。
 - ・ 指定管理者が示す児童館の運営に係る理念が適正であり、市が考える方向性との整合が図れている。
 - ・ 利用者に対して公平な対応ができる団体である。
- ② 事業計画書の内容が当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること（手続条例第3条第2号）。
 - ・ 施設の設置目的を達成することに有効であるとともに、市が算定した価格と比較し適正な価格であること等、費用対効果が高い。
 - ・ 利用者本位のサービスを提供できる。
- ③ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること（手続条例第3条第3号）。
 - ・ 事業計画書に沿った管理運営を安定して行う体制が整っている。
 - ・ 職員の質が担保されている（研修体制・資格者の配置・継続雇用等）。
- ④ 個人情報の保護に対する取扱いを適切に行える体制が整備されていること（手続条例第9条）。
 - ・ 個人情報保護に対する基本的な考え方、取扱いなどが適正である。
- ⑤ 社会貢献活動等に取り組んでいること。
 - ・ 環境保護や地域等に資する活動のほか、ISOなどの認証規格や経営品質への取組等、社会貢献の実績がある。
 - ・ 環境に配慮した取組を行っている。
- ⑥ 児童館施設の特性に応じたものであること。
 - ・ 児童館事業の継続性に配慮するとともに、独自事業として新たなアイデアなどが提案されている。
 - ・ 児童の生活の質の向上を図るとともに、児童と職員の信頼関係の構築などについて提案されている。
 - ・ 業務の円滑な実施に向け、適正な人員配置と計画的な人材育成が提案されている。

- ・利用者層に応じた居場所の提供などについて提案されている。
- ・地域の特性を生かした事業展開を通じて、地域貢献などについて提案されている。
- ・乳幼児、小学生、中高生、子育て支援、児童健全育成に資する団体の育成・支援等に係る事業が効果的に実施される。
- ・生活クラブに関する業務が効果的に実施される。
- ・子育て支援センターに関する業務が効果的に実施される。
- ・職員の連携等により利用者に対する継続的な支援が実施される。
- ・その他、施設の設置目的や基本的な考え方などを踏まえた管理運営である。

(3) 項目評価や配点

実績評価（当市に実績が無い事業者は評価対象外）	9点
基本方針	30点
事業計画	55点
運営体制・組織	95点
当該児童館の管理運営に係る基本事項	20点
当該児童館の運営	27点
合計	236点

6 指定管理者指定後の手続

(1) 協定の締結

業務内容に関する細目的事項、指定管理委託料に関する事項、管理の基準に関する細目的事項等について、指定管理者と市との間で協議の上、協定を締結する。

ただし、協定締結及び協定発効以前に、指定管理者が財務状況の悪化や社会的信用を著しく失うなど、指定管理者としてふさわしくないと認められる状況に陥った場合は、市は協定を締結しない、又は協定を解除することができる。

(2) 業務引継ぎ

指定期間の始期から、円滑かつ支障なく指定管理業務を実施できるよう、協定の締結後に、児童館の業務引継ぎを行う。引継ぎに要する期間等は、別途指定管理者と市とで協議を行う。なお、令和9年3月31日以前に発生した業務引継ぎに要した費用は、指定管理者として選定された団体の負担となる。

(3) モニタリング（監査事項を含む）

別紙3「継続監視特記事項」に基づき、モニタリングを実施する。

7 主なスケジュール（予定）

(1) 募集要項等の配布

令和8年4月28日（火）から令和8年5月8日（金）まで

青少年課で配布する（青少年課窓口での対応は、土・日曜日・祝休日を除く午前8時

30分から午後5時15分まで)。また、所沢市ホームページからダウンロードできる。

(2) 業務説明会

令和8年5月8日(金)午前10時00分から所沢市役所7階701会議室で開催する。
なお、業務説明会への参加が応募資格の一つとなる。

(3) 施設の視察

令和8年5月9日(土)から令和8年5月17日(日)までの間に、児童館2施設の視察を行うこと。なお、視察が応募資格の一つとなる。

(4) 応募書類等の提出期限

令和8年5月18日(月)から令和8年5月29日(金)までの間に青少年課の窓口
に持参すること。

(5) プレゼンテーション及びヒアリング

令和8年7月中旬に開催する。

(6) 審査結果の通知(指定管理者の内定)

令和8年7月下旬に決定し、その結果は応募者全員に文書で通知する。

(7) 所沢市議会へ指定管理者に係る議案の提出

令和8年第3回定例会議(9月予定)に指定議案を提出する。

～以下、市議会の議決後～

(8) 協定内容の協議

令和8年10月から11月にかけて、随時実施する。

(9) 協定書の締結

令和8年11月下旬に締結する。

(10) 引継期間

協定締結後から令和9年3月末までの間、児童館に係る業務等の引継ぎを必要に応じて実施する。

(11) 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで(5年間)。

8 募集要項に付随する書類等

- ア 所沢市立児童館指定管理者業務仕様書（別紙1、1_①）
- イ リスク分担表（別紙2）
- ウ 継続監視特記事項（別紙3）
- エ 所沢市立児童館基本事業一覧（別紙4）
- オ 所沢市地域子育て支援拠点事業（連携型）実施要領（別紙5、5-①）
- カ 所沢市立児童館生活クラブ運営基準（別紙6）
- キ 所沢市立みどり児童館備品台帳（別紙7）
- ク 所沢市立みどり児童館建築設備仕様一覧（別紙8）
- ケ 業務委託等における障害を理由とする差別の解消に関する留意事項（別紙9）
- コ 環境配慮事項等伝達書（別紙10）
- サ 指定管理者指定申請書（様式1）
- シ 所沢市立児童館指定管理者指定申請にかかる誓約書（様式2）
- ス 指定管理者事業計画書（様式3）
- セ 管理委託料提案書（様式4-1）
- ソ 所沢市立児童館の管理に係る収支見積書（様式4_2）
- タ 所沢市立児童館の管理に係る再委託業務計画書（様式5）
- チ 所沢市立児童館独自事業計画書（様式6）
- ツ 所沢市立児童館設置及び管理条例／施行規則
- テ 所沢市情報公開条例
- ト 所沢市行政手続条例
- ナ 所沢市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例
- ニ 所沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ヌ 所沢市地域子育て支援拠点事業実施要綱
- ネ 所沢市立みどり児童館施設平面図

9 問合せ先

所沢市こども未来部青少年課

担 当 松田、松尾

住 所 所沢市並木一丁目1番地の1

電 話 04-2998-9103（土・日曜日・祝休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

F A X 04-2998-9035

E-mail a9103@city.tokorozawa.lg.jp